

千葉県制度融資のご案内

令和7年度 中小企業者向け 融資のしおり



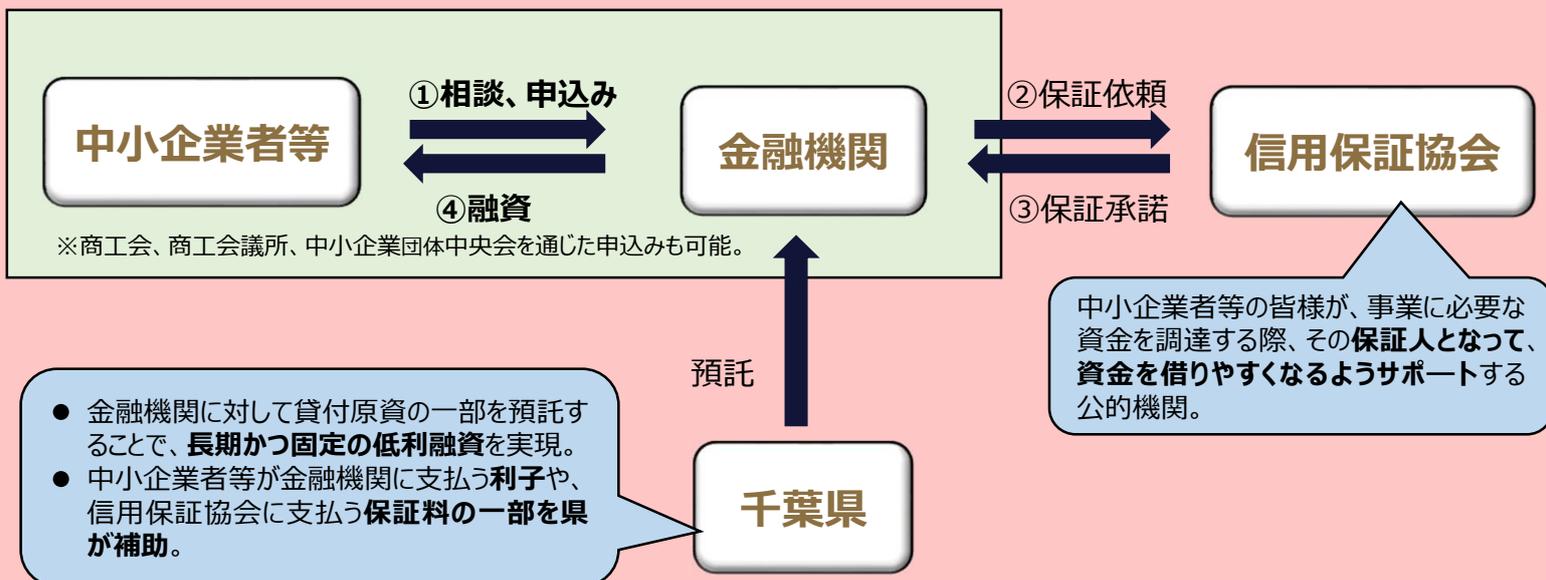
千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

制度融資とは

中小企業のみなさまの円滑な資金調達を実現するため、千葉県と金融機関が連携して実施する融資のことです。

- 「**低金利**」「**長期**」「**固定**」が特徴です。
- ニーズに応じた様々な融資メニューをご利用いただけます。

制度融資のしくみ



目次

1. 千葉県制度融資資金一覧	P 3
① 事業資金	
② サポート短期資金	
③ 小規模事業資金	
④ 創業資金	
⑤ 経営者保証非提供補助活用資金	
⑥ セーフティネット資金	
⑦ 再生資金	
⑧ 経営力強化資金	
⑨ 挑戦資金	
⑩ 事業継続強化資金	
⑪ 事業承継資金	
⑫ 事業承継特別資金	
⑬ ちばSDGsパートナー支援資金	
⑭ 環境保全資金	
⑮ 観光施設資金	
⑯ 障害者雇用推進資金	
2. お申込みいただける方 ご利用の流れ	P 8
3. 経営者保証を提供しないこととする取扱いについて	P 9
4. 信用保証料について	P10
5. 経営安定関連（セーフティネット）保証について	
6. 責任共有制度について	
7. 融資期間の延長	P11
8. 借換え	
9. 県制度融資に対する補助等	P12
10. 制度融資Q&A	P13
11. お問い合わせ先	P14

制度融資に関するお知らせ

- 制度融資で実施する金利を見直しました。
- 再生資金の内容を見直しました。

1 千葉県制度融資資金一覧



融資の種類	資金名	対象者
一般的な資金	①事業資金	業歴1年以上の者
	②サポート短期資金	
	③小規模事業資金	小規模企業者※1
	④創業資金	創業者又は創業後5年未満の者
	⑤経営者保証非提供補助活用資金	経営者保証※2の提供を希望せず、上乘せ分の保証料に対する補助を受けたい者
経営安定、経営改善に取り組む資金	⑥セーフティネット資金	売上高の減少や災害等に起因して、経営の安定に支障を来している者
	⑦再生資金	支援機関※3の支援を受けて計画策定をした者
	⑧経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の支援を受けて計画を策定した者
前向きな投資、事業推進に取り組む資金	⑨挑戦資金	経営革新計画または商店街活性化事業計画に基づく事業を行う者
	⑩事業継続強化資金	BCP計画の策定等を行う者
	⑪事業承継資金	中小企業経営承継円滑法に基づく認定を受けた者
	⑫事業承継特別資金	3年以内に事業承継を実施する予定の者等
	⑬ちばSDGsパートナー支援資金	「ちばSDGsパートナー登録制度」※4の登録を受けた者
	⑭環境保全資金	環境保全に資するものとして千葉県が認定した事業※5を実施する者
	⑮観光施設資金	千葉県が承認※6した観光施設の整備を実施する者
	⑯障害者雇用推進資金	「フレンドリーオフィス認定事業所」※7の認定を受けた者
	⑧経営力強化資金 (再掲)	—

※詳細は、P4以降をご参照ください。

- ※1 P8 2. お申しいただける方 をご参照ください。
- ※2 中小企業者等が融資を受ける際に経営者個人が連帯保証人となる制度。
- ※3 千葉県中小企業活性化協議会、信用保証協会による経営サポート会議等
- ※4 詳細は、千葉県総合企画部政策企画課 (043-223-2440)
- ※5 詳細は、千葉県環境生活部環境政策課 (043-223-4135)
- ※6 詳細は、千葉県商工労働部観光政策課 (043-223-2417)
- ※7 詳細は、千葉県商工労働部産業人材課 (043-223-2756)

①事業資金

	一般枠		動産担保融資枠 (手数料補助あり)
融資対象者	業歴1年以上の者		
資金使途	設備	運転	設備
融資限度額	1億円	8,000万円	1億円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 1.8% (±0.5%) 3年～5年以下 2.0% (±0.5%) 5年～7年以下 2.2% (±0.5%) 7年超 2.4% (±0.5%) ※ () の範囲内で金融機関が金利を決定。		
信用保証	(必要により)普通保証		-
保証料率	0.45～1.9%		
保証人	必要となる場合がある。		
担保	金融機関又は 信用保証協会所定	動産担保 (機械設備、車両等に限る)	
備考	手数料補助の詳細は、P12 9. (4) を参照。		

②サポート短期資金

	小口零細企業保証枠	一般枠	売掛債権活用枠
融資対象者	業歴1年以上の小規模 企業者かつ信用保証協 会の保証債務残高の合 計が2,000万円以内の 者	左記以外の業歴1年 以上の者	業歴1年以上で、取 引先事業者に対する 売掛債権を担保とし た一時資金を必要と する者
資金使途	運転		
融資限度額	1,200万円	中小企業者 1,200万円 組合 1,800万円	5,000万円 (左記とは別枠)
融資期間	1年以内 (一括償還 6か月以内)		1年以内 (一括償還)
融資利率 (固定金利)	1.0%	1.2%	1.3%
信用保証	小口零細企業保証 [*]	普通保証	流動資産担保 融資保証 (個別保証)
保証料率	0.45～2.15%	0.40～1.85%	0.63%
保証人 担保	必要となる場合がある。		不要 売掛債権
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一般枠の融資限度額は、既に小口零細企業保証枠を利用している場合、その融資額を控除した額とする。 NPO法人は、小口零細企業保証枠の利用不可。 (主たる事業が医業の場合は利用可能。) 		

③小規模事業資金

	小口零細企業保証枠		一般枠	
融資対象者	小規模企業者かつ信用保証 協会の保証債務残高の合計が 2,000万円以内の者		小規模企業者で、左記を超える 資金を必要とする者	
資金使途	設備	運転	設備	運転
融資限度額	2,000万円		5,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 1.4% 3年～5年以下 1.6% 5年～7年以下 1.8% 7年超 2.0%		3年以下 1.7% 3年～5年以下 1.9% 5年～7年以下 2.1% 7年超 2.3%	
信用保証	小口零細企業保証 [*]		普通保証	
保証料率	0.5～2.2%		0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。			
担保	無担保			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一般枠の融資限度額は、既に小口零細企業保証枠を利用している場合、その融資額を控除した額とする。 NPO法人は、小口零細企業保証枠の利用不可。 (主たる事業が医業の場合は利用可能。) 			

④創業資金

	一般枠 (保証料補助あり)			経験・資格枠
融資対象者	スタートアップ創 出促進保証 制度対応	再挑戦支 援保証対 応	創業関連 保証対応	-
融資対象者	所定の創業 計画を策定 済みの創業 者又は創業 後5年未満 の中小企業 者(会社に 限る(会社を 設立予定の 個人も含む))	経営状況 の悪化によ り事業を廃 止または法 人を解散し てから5年 未満の者で 一定の要 件を満たす 者	創業者又は 創業後5 年未満の 中小企業 者	一般枠のうち、以下の要件に 該当し、かつ3,500万円を超 える資金を必要とする者 ①同一企業に継続して3年以上 上勤務、又は同一業種の企 業に5年以上勤務し、独立し て同一業種の事業を創業 ②法律に基づく資格を取得し た者で、その資格を活かして、 新たな事業を創業
資金使途	設備 / 運転			設備
融資限度額	[設] 3,500万円 [運] 2,500万円			左記限度額にプラス 2,500万円
融資期間 (据置期間)	[設] 7年以内 (1年以内) [運] 5年以内 (1年以内)			7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 1.2% 3年～5年以下 1.4% 5年～7年以下 1.6%			3年以下 1.5% 3年～5年以下 1.7% 5年～7年以下 1.9%
信用保証	創業関連保証 [*]			普通保証
保証料率	0.6%	0.4%	0.45～1.9%	
保証人	不要	必要となる場合がある。		
担保	無担保			金融機関又は 信用保証協会所定
備考	保証料補助の詳細は、P12 9. (1) を参照。			

⑤ 経営者保証非提供補助活用資金（保証料補助あり）

	一般枠		市町村認定枠			
	—		4号		5号	
融資対象者	経営者保証の提供を希望せず、一定の要件（①債務超過でない、②2期連続で経常赤字でない）等に該当する者		経営者保証の提供を希望せず、経営安定関連保証4号もしくは5号のいずれかの認定を受け、一定の要件（①債務超過でない、②2期連続で経常赤字でない）等に該当する者			
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円					
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)					
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.2% 1.4% 1.6% 1.8%		
信用保証	普通保証		経営安定関連保証（4号は[*]）			
保証料率	R7：0.60%～2.25% R8：0.65%～2.30%		R7：0.90%又は1.10% R8：0.95%又は1.15%		R7：0.78%又は0.98% R8：0.83%又は1.03%	
保証人	不要					
担保	無担保					
備考	保証料率は、保証料補助を適用した数値（詳細はP9（2））。					

⑥ セーフティネット資金

	一般枠 (保証料補助あり)		市町村認定枠		激甚災害枠		危機関連保証枠	
	融資対象者	経営の安定に支障が生じており、以下のいずれかに該当する者 ①最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比して3%以上減少している者 ②取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている者 ③組合員の経営破綻により資金繰りに支障が生じている者（組合に限る） ④県が指定した災害により被害を受けた者		経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）に係る市町村長の認定を受けた者		激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた者		危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）に係る市町村長の認定を受けた者
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円							
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%			3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.2% 1.4% 1.6% 1.8%		
信用保証	普通保証		経営安定関連保証 (5号、7号、8号を 除き[*])		災害関係保証[*]		危機関連保証[*]	
保証料率	0.40～1.85%		0.75% (5号、7号、8号は年0.63%)		0.75%			
保証人	必要となる場合がある。							
担保	金融機関又は信用保証協会所定							
備考	一般枠の保証料補助は小規模企業者が対象（詳細はP12 9. (2) ①）。							

⑦再生資金

融資対象者	千葉県中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業計画を策定し、計画の実施に要する資金を必要とする者（信用保証協会による経営サポート会議等による支援を含みます。）	
資金使途	設備 / 運転	
融資限度額	8,000万円	
融資期間 (据置期間)	7年以内 (3年以内)	
融資利率 (固定金利)	3年以下	1.5%
	3年～5年以下	1.7%
	5年～7年以下	1.9%
信用保証	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	
保証料率	0.3%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人は利用不可。 100%保証からの借換えで既往借入金の範囲内の場合、金利は▲0.3%。 経営者保証免除対応（詳細はP9(3)） 国による保証料への補助があり、取扱期間は令和8年3月31日まで（期日までに信用保証協会に保証申込を完了した者が対象）。 	

⑧経営力強化資金

	一般枠		市町村認定枠	
	-		5号	
融資対象者	認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定した者		新型コロナウイルス感染症に関連する県制度資金（備考参照）の借換を希望する者で、経営安定関連保証5号の認定を受け、かつ認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定した者	
資金使途	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円			
融資期間 (据置期間)	7年以内 (1年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	
	※他の県制度融資（保証付き）から借換する場合 10年以内（1年以内）			
融資利率 (固定金利)	3年以下		1.5%	
	3年～5年以下		1.7%	
	5年～7年以下		1.9%	
	7年超		2.1%	
信用保証	普通保証		経営安定関連保証	
保証料率	0.45～1.75%		0.63%	
保証人	必要となる場合がある。			
担保	金融機関又は信用保証協会所定			
備考	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する県制度資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応特別資金 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金 感染症・物価高等対応伴走支援資金 セーフティネット資金（経営安定関連保証4・5号、危機関連保証（いずれも新型コロナウイルス感染症に係るもの）が付されたもの） <p>一般枠は、P10 4.に記載の保証料率よりも一区分低い保証料率（料率区分⑨を除く）。</p>			

⑨挑戦資金

融資対象者	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、事業を行うための資金を必要とする者	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、事業を行うための資金を必要とする者
資金使途	設備 / 運転	
融資限度額	1億円 / 5,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内（3年以内） / 7年以内（2年以内）	
融資利率 (固定金利)	3年以下	1.5%
	3年～5年以下	1.7%
	5年～7年以下	1.9%
	7年超	2.1%
信用保証	(必要により) 経営革新関連保証	(必要により) 商店街活性化事業関連保証
保証料率	0.68%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	NPO法人は利用不可。	
	中小企業等経営強化法に基づく特定事業者が利用可能。	-

⑩事業継続強化資金

融資対象者	BCP（事業継続計画）の策定又は見直しを行い、災害等に事前に備える取組みを行う者	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)
融資利率 (固定金利)	3年以下	1.5%
	3年～5年以下	1.7%
	5年～7年以下	1.9%
	7年超	2.1%
信用保証	(必要により)普通保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	-	

⑪事業承継資金

融資対象者	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定（金融支援）を受けた者	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%
信用保証	経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 経営承継借換関連保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に千葉県の金融支援認定を受けることが必要。詳細は、経営支援課金融支援室（043-223-2707）。	

⑫事業承継特別資金

融資対象者	3年以内に事業承継を予定する法人又は一定期間内に事業承継を実施した法人	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年（1年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%
信用保証	（必要により）普通保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	不要	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事業承継支援の専門家による確認で、保証料を割引。	

⑬ちばSDGsパートナー支援資金

融資対象者	「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録を受け、SDGs活動計画の具体的な実行のための資金を必要とする者	
資金使途	設備	運転
融資限度額	8,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%
信用保証	（必要により）普通保証	
保証料率	0.45%～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に千葉県の「ちばSDGsパートナー登録制度」の登録を受けることが必要。詳細は、総合企画部政策企画課（043-223-2440）。	

⑭環境保全資金

（保証料補助あり）*

融資対象者	環境保全に資するものとして県が認定した事業に要する資金を必要とする者	
資金使途	設備	運転
融資限度額	5,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%
信用保証	（必要により）普通保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、融資対象事業の認定を受けることが必要。詳細は、環境生活部環境政策課（043-223-4135）。 ※ ゼロカーボン促進事業が対象	

⑮観光施設資金

融資対象者	観光事業を営む者で、本県観光客の増加及びサービスの向上等に資するものとして、県が承認した観光施設の整備（新設、改修）に要する資金を必要とする者	
資金使途	設備	
融資限度額	1億円	
融資期間（据置期間）	12年以内（2年以内）	
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.5% 1.7% 1.9% 2.1%
信用保証	（必要により）普通保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、融資対象事業の承認を受けることが必要。詳細は、商工労働部観光政策課（043-223-2417）。	

⑯障害者雇用推進資金

融資対象者	障害者の雇用に積極的であり、県が認定した者	
資金使途	設備	運転
融資限度額	3,000万円	
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）	7年以内（1年以内）
融資利率（固定金利）	3年以下 3年～5年以下 5年～7年以下 7年超	1.3% 1.5% 1.7% 1.9%
信用保証	（必要により）普通保証	
保証料率	0.45～1.9%	
保証人	必要となる場合がある。	
担保	金融機関又は信用保証協会所定	
備考	事前に、県の「フレンドリーオフィス認定事業所」の認定を受けることが必要。詳細は、商工労働部産業人材課（043-223-2756）。	

2 お申込みいただける方



- ・県内で事業を行う**中小企業者（個人、会社、NPO法人等）、創業者及び組合等**
- ・信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方（農林漁業・金融業（一部を除く）等は対象外）
- ・千葉県内に事業所を有している又は千葉県内に事業所を開設する方

主たる事業を営んでいる業種	資本金の額または出資の総額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（以下の業種以外）	5千万円以下	100人以下
旅館業		200人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下
NPO法人		業種により上記の基準を適用。

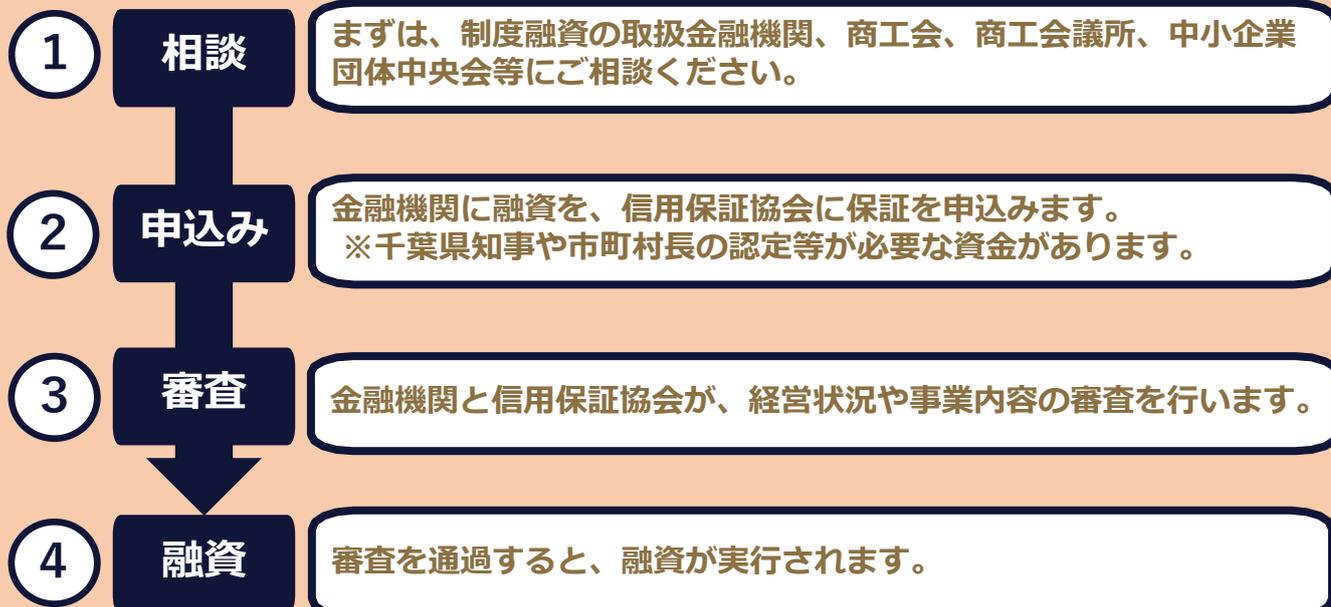
【小規模企業者】

中小企業者のうち、従業員数が以下の方

主たる事業を営んでいる業種	従業員の数
商業（卸売・小売業）・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
以上の業種以外の業種	20人以下

- ※確定申告を行っていることが必要です（創業者に関しては、この限りではありません）。
- ※許可、認可等が必要な事業の場合、当該許認可等を取得していることが必要です。
- ※既に受けている信用保証協会の保証付き融資の返済が停滞している方等のご利用できません。
- ※融資を受けるにあたって、金融機関による審査があります。

ご利用の流れ



3

経営者保証を提供しないこととする取扱いについて

経営者保証は中小企業者等が融資を受ける際に経営者個人が連帯保証人となる制度ですが、思い切った事業展開や早期の事業再生等を妨げる要因となっている可能性があります。そこで、中小企業者等の資金調達がより一層円滑となるよう、一定の要件を満たした者は、経営者保証を提供しないことが可能となります。これは、(4)に記載のある資金以外の県制度融資において適用されます。

(1) 金融機関との連携等により経営者保証をしないこととする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会の保証を付して千葉県制度融資を受ける際に、以下の要件等を満たす場合、経営者保証を提供しないことが可能。

名称	要件等
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> 申込金融機関に対して、信用保証協会の保証を付さず、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高があること（もしくは同じタイミングで上述と同内容の融資を行う）。 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」こと。 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認していること。
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること。

(2) 経営者保証を提供しないことを選択できる取扱い（信用保証料の上乗せあり）

(1)の要件を満たさない場合でも、以下の要件をすべて満たし、信用保証料を上乗せすることで、**経営者保証を提供しないことを選択可能**。

【要件】

- 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- 直近の決算において代表者等への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。
- 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - 直近の決算で債務超過でない
 - 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない
- 次のi及びiiについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

信用保証料の上乗せに対する支援

上記要件a～eを満たし、「⑤経営者保証非提供補助活用資金」を利用した場合、上乗せされる信用保証料の一部を補助。

<補助を受けた場合の信用保証料>

要件区分	信用保証申込時期	
	令和7年度	令和8年度
要件Cの いずれか を満たした場合	0.35% ← (0.45%)	0.4% ← (0.45%)
要件Cを すべて 満たした場合	0.15% ← (0.25%)	0.2% ← (0.25%)

※ 令和9年3月31日までに信用保証協会が受付けた信用保証が補助の対象であり、受付時期により補助率が異なります。

※ () 内は、補助前の信用保証料率。補助率は、令和7年度：0.10%、令和8年度：0.05%。

(3) 経営者保証免除対応により経営者保証を提供しないことのできる取扱い

②**再生資金**については、(1)、(2)の取扱いの他、以下の要件をすべて満たし、保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことができます。本制度をご利用いただく場合、上乗せ分の保証料に対する補助があります。

【要件】

- 令和2年1月29日時点から直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
- 法人と経営者個人の資産が明確に区分されていること

(4) 既に経営者保証の提供が不要となっている資金

- ②**サポート短期資金（売掛債権活用枠）**、④**創業資金（一般枠（スタートアップ創出促進保証制度対応））**
 ⑪**事業承継資金（経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証）**、⑫**事業承継特別資金**

※ 上記の取扱いの詳細については、千葉県信用保証協会までお問い合わせください。

※ 経営者保証を提供しないことについて、金融機関及び信用保証協会の審査の結果によってはご希望に沿えない場合があります。

4 信用保証料について

信用保証協会に対する信用保証料は、中小企業者の財務内容等に応じて、以下の9段階の保証料率（%）が適用されます。

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (100%保証)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (80%保証)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※経営安定関連保証や創業関連保証等、固定の保証料率が適用される保証制度を利用する場合は、対象外となります。

5 経営安定関連（セーフティネット）保証について

経営安定関連保証とは、取引先等の再生手続等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている場合に利用可能な保証で、以下1号～8号までの利用要件があります。信用保証協会の保証限度額は、普通保証等の一般保証と別枠となり、申請の手続きは原則として本店がある市町村で行います。

	対象となる者
1号	民事再生手続開始等の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者等
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖など事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上が減少している中小企業者等
3号	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上が減少している中小企業者等
4号	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等
5号	（全国的に）業況が悪化している業種に属する中小企業者等
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者等
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者等
8号	整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、事業の再生が可能な者

※ 経営安定関連保証の認定については、本店所在地の市町村にお問い合わせください。

6 責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等を支援していくことを目的とした制度です。従来、信用保証協会が100%保証していた保証付き融資について、制度の導入（平成19年10月）以降、一部を除いて金融機関が20%相当を負担することとなりました。以下の保証は、責任共有制度の対象外保証（100%保証）となります（県制度融資で利用している保証と対象となる資金のみを掲載）。

保証名	資金名	備考
小口零細企業保証※1	サポート短期資金（小口零細企業保証枠）	—
	小規模事業資金（小口零細企業保証枠）	
創業関連保証※2	創業資金（一般枠）	
経営安定関連保証 (1号～4号及び6号認定に限る)	セーフティネット資金（市町村認定）	
災害関係保証	セーフティネット資金（激甚災害）	国が定める災害等
東日本大震災復興緊急保証	セーフティネット資金（震災復興）	
危機関連保証	セーフティネット資金（危機関連保証）	
事業再生計画実施関連保証※2	再生資金	100%保証からの借換えで既往借入金の範囲内の場合

※1 小規模企業者（従業員が20名以下（「商業」・「宿泊業・娯楽業を除くサービス業」にあっては5名以下）の中小企業者）が対象。既存の保証債務残高との合計が2,000万円以内となる新規保証に限りです。

※2 特定非営利活動法人（NPO法人）は利用不可。

7 融資期間の延長

- ・ 融資期間内での延長 … 全ての資金で可能です。
- ・ 融資期間を超える延長 … 融資後6ヶ月を経過し、売上減少、取引先倒産、収益悪化等の一定の条件を満たした場合、資金ごとの「融資期間」を超えて延長することが可能です。
- ・ 融資期間を延長をした時の償還方法は、不均等償還も可能です。

① 融資期間を超えて延長できる年数

	対象資金	延長可能期間
1	サポート短期資金	6ヶ月
2	セーフティネット資金（市町村認定5号・運転資金）	3年
3	その他の資金	1年

※ サポート短期資金（一括償還）は、融資期間内外を問わず延長をした場合、償還方法は割賦償還となり、再度の延長により融資期間は最長1年6ヶ月まで延長可能。

※ 「観光施設資金」は対象外。

② 融資期間内での延長及び融資期間を超える延長をした場合の融資利率

	対象資金	融資利率 (融資期間内での延長)	融資利率 (融資期間を超える延長)
1	①100%保証の資金 ②事業資金	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率	
2	80%保証の資金（事業資金を除く）	当初実行から返済期間延長後までの期間を通算し、当該融資期間に対応する融資実行時点の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率	
3	サポート短期資金(80%保証の融資に限る)	当初実行時の融資利率	当初実行時の融資利率に年0.5%以内の利率を加えた融資利率

8 借換え

<禁止される借換え>

- ① 県制度融資以外の融資から県制度融資への借換え
- ② 以下に該当する借換え
 - ・ 80%保証資金から100%保証資金への借換え
 - ・ 信用保証協会の保証を付していない資金から保証付き資金への借換え
 - ・ 7.に記載されている融資期間の延長と同時にを行う借換え
 - ・ 据置期間中の借換え（新型コロナウイルス感染症対応特別資金、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金及び感染症・物価高等対応伴走支援資金を除く）
 - ・ サポート短期資金以外の資金からサポート短期資金への借換え



<借換え時の制限等>

- ① 借換え先の資金は、事業資金、小規模事業資金、サポート短期資金、セーフティネット資金、再生資金、経営力強化資金、事業承継資金、障害者雇用推進資金、事業承継特別資金、経営者保証非提供補助活用資金のいずれかに限定（要件を満たすことが必要）。
- ② 借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることが可能。
- ③ 既に返済期間の延長をしている資金を借換える場合は、取扱金融機関等が返済期間延長後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に限り借換えが可能。
- ④ 異なる金融機関で借換えを行う場合は、当初融資を受けた金融機関の事前の承諾が必要（借換えは借入れと返済が同日履行となる）。

(1) 創業者、中小企業者向けの支援

創業資金（一般枠）を利用する創業者又は中小企業者等を対象に、保証料率のうち**0.4%**を補助します。

※P4には補助後の保証料率を記載。

※補助を受ける際の手続きは不要。

(2) 小規模企業者の方向けの支援

① 保証料補助について

セーフティネット資金（一般枠）を利用する小規模企業者を対象に、**保証料率の1.15%を超える部分に相当する保証料**を全額補助します。

※補助を受ける際の手続きは不要。

※経営者保証を不要とするため上乗せした保証料は対象外。

② 小規模事業資金における商工会・商工会議所連携型即決保証について

商工会、商工会議所で経営指導を受けている会員（歴6か月以上）で、以下の要件で小規模事業資金を利用する場合、無担保で原則として申込の翌日に保証承諾を実施。

	要件	限度額
法人	債務超過でないこと、かつ有利子負債月商倍率倍以下	月商の3倍以内で300万円を上限
個人	青色申告者であって、当期利益計上かつ元入金プラス	

※法人については、商工会、商工会議所の改善指導により申込要件の緩和措置があります。

(3) ゼロカーボン促進事業を行う中小企業者の方向けの支援

環境保全資金（ゼロカーボン促進事業）を利用する中小企業者等を対象に、**保証料の1/2に相当する額**を補助します。

※補助を受ける際の手続きは不要。

※経営者保証を不要とするため上乗せした保証料は対象外。

(4) 動産担保融資制度に係る手数料補助について

事業資金（動産担保融資枠）を利用する方に対し、機械設備・車両等を担保として提供する際に必要な手数料を対象に補助します。

	対象経費等
補助対象	中小企業者等が負担する担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用、金融機関における取扱手数料
補助限度額	補助対象となる手数料の総額（消費税を含む）から、融資額 × 1.15% × 融資期間（年） × 0.55 を控除した額 ※ただし、融資額の4%を上限
申込窓口	取扱金融機関
その他	融資実行時に負担した手数料が補助対象となります（融資実行後に発生した手数料は補助対象外）



10 制度融資 Q&A

Q1. 県制度融資を利用したいのですが、どうしたら良いですか。
A. 巻末のお問い合わせ先にお問い合わせください。
Q2. 県制度融資を利用したいのですが、対象となりますか。
A. 県融資制度をご利用いただける方は、P8に記載のとおりです。 なお、下記の事業を営む方は対象外となります。 ①農業、②林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、③漁業、④郵便業、 ⑤金融業・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、 ⑥電気・ガス・熱供給・水道業（船舶給水業を除く）、⑦公序良俗を害することとなるおそれがあるもの、 ⑧公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの等
Q3. 千葉県に事業所を有していないのですが、県制度融資の対象となりますか。
A. 県制度融資は県内で事業を行う中小企業者等を対象としております。そのため、県内に事業所を有していない方は対象となりません。なお、県内に新たに事業所を開設する場合は、県制度融資の対象となり得ます。
Q4. 本社が県外にあり、千葉県に事業所がある場合、この事業所は県制度融資を利用できますか。
A. 本社が県外であっても、県内に支店や事業所があり、かつ資金が当該事業所等の事業のために使用される場合は、県制度融資の対象となります。
Q5. 本社は千葉県にあり、県外に新たな支店を整備したいのですが、この開設に係る費用は県制度融資の対象となりますか。
A. 県外への事業所開設を目的とする場合、県制度融資はご利用できません。 なお、設備を県外に設置する場合であっても、県内の事業所で管理する場合は対象となり得ます。
Q6. 県制度融資は、原則1年以上の業歴が必要とのことですが、個人事業主が法人になった場合、業歴は通算できますか。
A. 同一事業を継続していると認められる場合は、通算可能です。
Q7. 現在、銀行からのプロパー融資がありますが、県制度融資での借換えはできますか。
A. 県制度融資での借換えは、現在の融資が県制度融資である場合に限られます。借換えには他にも制約がございますので、お近くの金融機関等にご相談ください。
Q8. 現在、県制度融資を利用中ですが、追加で融資を受けることはできますか。
A. 県制度融資の資金メニューごとに定められた限度額まで申込可能です。
Q9. 申込の際に提出した個人情報はどうに取り扱われますか。
A. 取扱金融機関や千葉県信用保証協会に提出された個人情報は、千葉県と共有されます。また、以下の目的のために使用します。 ①制度融資の適正な執行のために必要な連絡 ②経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査含む） ③各種事業に関するお知らせ ④その他制度融資の遂行に必要な活動



- 融資の相談、申込先：お近くの取扱金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体にご連絡ください。

<取扱金融機関>

金融機関名	金融機関HP	金融機関名	金融機関HP
千葉銀行	https://x.gd/ch5NE	東栄信用金庫	https://x.gd/TcW90
千葉興業銀行	https://x.gd/TiDFi	亀有信用金庫	https://x.gd/x87BK
京葉銀行	https://x.gd/CeZmb	小松川信用金庫	https://x.gd/RanmM
群馬銀行	https://x.gd/Z9UAE	城北信用金庫	https://x.gd/q9Ob7N
常陽銀行	https://x.gd/mdaHJ	埼玉縣信用金庫	https://x.gd/syb4t
筑波銀行	https://x.gd/QeYFR	房総信用組合	https://x.gd/WhgvN
きらぼし銀行	https://x.gd/h7Nm0	銚子商工信用組合	https://x.gd/9VVPm
阿波銀行	https://x.gd/rid8A	君津信用組合	https://x.gd/1E3XO
東日本銀行	https://x.gd/a5rzQ	第一勧業信用組合	https://x.gd/GJhHY
東京スター銀行	https://x.gd/Djgx6	ハナ信用組合	https://x.gd/Ksj1R
徳島大正銀行	https://x.gd/x46TE	横浜幸銀信用組合	https://x.gd/jpSm7
千葉信用金庫	https://x.gd/uqj2o	みずほ銀行	https://x.gd/5URYF
銚子信用金庫	https://x.gd/W6jVU	三菱UFJ銀行	https://x.gd/fzwj7
東京ベイ信用金庫	https://x.gd/d20hL	三井住友銀行	https://x.gd/t0l2G
館山信用金庫	https://x.gd/IFtAD	りそな銀行	https://x.gd/2cxvV
佐原信用金庫	https://x.gd/mC3Vu	埼玉りそな銀行	
水戸信用金庫	https://x.gd/c2O8z	三井住友信託銀行	https://x.gd/AkSih
朝日信用金庫	https://x.gd/Di30g	商工組合中央金庫	https://x.gd/0YEYk
東京シティ信用金庫	https://x.gd/tCAyl	東日本信用漁業協同組合連合会	https://x.gd/juYw8
東京東信用金庫	https://x.gd/fOrRL		



こちらから金融機関の店舗を検索可能です。

※一部検索でヒットしない金融機関がございますので、その場合は上記URLを利用ください。

(一般社団法人 全国銀行協会HP)

<制度に関するお問い合わせ>

千葉県 経営支援課 金融支援室 電話 043-223-2707

<信用保証に関するお問い合わせ>

千葉県信用保証協会 本店 043-221-8111
松戸支店 047-365-6007